

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 学校教育法 |
| 根拠条項 | 第136条第2項 |
| 処分の概要 | 無認可教育施設（私人の経営に係るものを除く。）への教育停止命令 |
| 法令の定め | <p>第136条 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、一箇月を下ることができない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかつた場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行つているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。</p> |
| 処分基準 | |
| 処分担当課 | 北海道教育庁学校教育局高校教育課学校制度係 (電話番号：011-231-4111 内線35-711) |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | 審査実績がなく、また、将来的にも見込みがないため、審査基準を設定しない。 |